

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（**廃止**・縮減）

（農林水産省 林野庁 企画課）

<p>制 度 名</p>	<p>独立行政法人等の権利又は資産の承継に伴う登記等の免税</p>			
<p>税目（条文番号）</p>	<p>登録免許税（措法第 8 4 条の 3）</p>			
<p>見 直 し の 内 容</p>	<p>本制度は恒久措置であるが廃止する。</p> <p>（制度の概要） 独立行政法人農林漁業信用基金が、権利又は資産の承継等に伴い受ける登記については、登録免許税を課さない。</p> <table border="1" data-bbox="1015 813 1489 904"> <tr> <td data-bbox="1015 813 1222 904"> <p>増収見込額 （平年度）</p> </td> <td data-bbox="1222 813 1489 904"> <p>0 百万円</p> </td> </tr> </table>		<p>増収見込額 （平年度）</p>	<p>0 百万円</p>
<p>増収見込額 （平年度）</p>	<p>0 百万円</p>			
<p>廃 止 又 は 縮 減 の 理 由</p>	<p>本特例措置については、登記物件の 7 割超が処理済みである。未処理物件は全て求償権に係るものであり、登記処理が困難なものである。本特例措置については、独立行政法人化に伴う担保物件等に係る登記簿上の名義変更を行い、権利又は資産の円滑な承継を図るといった当初の目的を果たしたことから、廃止することとする。</p>			